

地域建設業の振興に係る取り組み

入札監視委員会資料

目的

道内建設業は、世界的な経済危機に加え公共投資の縮減とも相まって厳しい経営環境にある。5月29日、国においては、戦後最大の不況に対応するための補正予算が成立した。今後、道においても補正予算に呼応した対策を講じていくことになるが、補正予算の効果が最大限に発揮されるとともに、地域建設業の経営安定に繋がるよう取り組みを実施するもの。

第3次緊急総合対策

【H21.6.9 決定】

- 活力ある地域づくりの支援策の一環として、「公共事業の入札における最低制限価格の見直しなどの検討」を取り組む

関係団体の働きかけ

- 経済9団体による補正予算にかかる緊急要望活動(21.6.8)
- その他、各地域の経済団体などから要請多数

補正予算の早期執行と最低制限価格の引き上げを要望

取り組みの内容

1) 建設業経営強化対策

●早期発注、適期施工、中小企業の受注機会の確保

経営の効率化に資するための早期発注・適期施工に向けた発注計画の設定や分離・分割発注による中小建設業者の受注機会の確保

●工事請負代金支払の迅速化

工事請負代金の支払い手続きの迅速化と、下請業者等への支払の迅速化を促進

2) 低入札価格対策

●最低制限価格等の引き上げ

品質の確保を図るとともに、地域の経済や雇用の確保を図るため、最低制限価格等の引き上げを実施する。なお、引き上げは当面の措置とし、引き続き効果の検証を行う。

3) 地域建設業の適切な評価

●総合評価方式の推進

地域精通度や貢献度の評価を引き上げるなど、地域の経済・雇用を支える企業を適切に評価するなど、総合評価方式の活用を促進

4) 対策を支える取り組み

●下請状況等調査などの強化

適正な施工体制のチェックに向けた「工事施工中における労務単価等の確認調査」の実施

●品質確保に向けた取り組みの強化

重点的な監督業務の強化及び三者検討会の拡充

●雇用機会の確保

工事の受注者に対して積極的な離職者等の雇い入れの要請

●地域建設業への支援・相談体制の強化

本庁、各支庁のサポートセンター、ホットラインを活用し、地域建設業への経営支援、建設工事における元請・下請間のトラブルに係る相談体制を充実